

光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 日

光市長 芳 岡 統

光市告示第 8 4 号

光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱 (設置)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）の規定に基づき、第 2 次光市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、光市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 8 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、光市及び光市教育委員会の職員のほか次に掲げる関係団体等からの推薦を受けた者又は市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国・県関係機関
- (2) 司法関係団体
- (3) 社会福祉・地域協力団体
- (4) 民間協力団体
- (5) 学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から令和8年3月31日までとする。ただし、任期途中で委員の変更が生じた場合における後任の者の任期は、その残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれらを決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月7日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわら

ず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。